

医療機能情報提供制度の報告項目改正等について

医療機能情報提供制度の概要

1. 目的

病院、診療所、歯科診療所及び助産所に対して、その医療機能に関する情報を都道府県へ報告することを義務付け、さらに、報告を受けた都道府県は住民・患者に対して分かりやすい形でそれらの情報を提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的として平成19年度より開始した。

2. 実施主体

都道府県を実施主体とする。各都道府県によっては、救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制と一体的に実施している場合もある。

3. 対象項目

参考資料を参照。

4. 報告手続等

病院等の管理者は、省令及び告示で定める事項を、所在する都道府県に報告する（報告の頻度は年1回以上）。病院の名称や所在地などの基本情報に変更があった場合には、速やかに都道府県に対して報告を行う。

5. 公表方法

一定の検索機能を有するシステムにより、インターネットを通じて公表。併せて県庁において書面又は備え付けのインターネット端末等でも情報を公開。

医療機能情報提供制度について（平成19年4月～）

病院等に対して、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度

創設前

〔病院等に関する情報を入手する手段〕

- 病院等の広告
- インターネット等による広報
※ 病院等からの任意情報
- 院内掲示 等

〔視点〕

- ① 必要な情報は一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

現行制度

病院等

- 病院等管理者は、医療機能情報を都道府県に報告

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談対応・助言

住民

- 医療機能情報を病院等において閲覧に供すること（インターネット可）
- 正確かつ適切な情報の提供（努力義務）
- 患者等からの相談に適切に応ずること（努力義務）

〔医療機能情報の具体例〕

- ① 管理・運営・サービス等に関する事項（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制等）
- ③ 医療の実績、結果等に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

1. 医療機能情報提供制度の報告項目改正について

報告項目等の改正について

○ 医療機能情報提供制度では、医療に関する制度や保険診療における診療行為など、医療法以外の制度の事項も報告項目として設定しているが、担当部局等からの要望を受けて、定期的に報告項目の見直しを行っており、今回も見直しを検討する。

※ なお、かかりつけ医機能が発揮される制度整備に関する検討の中で、今後、具体的な情報提供項目のあり方や方法も含め見直しを行うことが検討されている。(参考資料7参照)

今回検討する報告項目案の一覧

1. 一般不妊治療、生殖補助医療	対応することができる疾患又は治療の内容に関する事項として、「一般不妊治療」、「生殖補助治療」を追加
2. オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)により取得した診療情報を活用した診療	提供サービスや医療連携体制に関する事項として「オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無」を追加
3. 電子処方箋の発行	提供サービスや医療連携体制に関する事項として「電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否」を追加
4. 人員配置①(医師少数区域経験認定医師)	提供サービスや医療連携体制に関する事項として「医師少数区域経験認定医師の人数」を追加
5. 人員配置②(救急救命士、管理栄養士、栄養士)	病院等の人員配置に関する事項として「救急救命士」、「管理栄養士」、「栄養士」を追加
6. 医療安全対策	医療安全対策に関する事項として医療計画に盛り込まれる項目等を追加

1. 一般不妊治療、生殖補助医療

- 令和4年度診療報酬改定により、一般不妊治療、生殖補助医療の実施に当たり必要な医学的管理及び療養上の指導等を行った場合に係る評価が新設されたことに伴い、「対応することができる疾患または治療の内容」の報告項目に「一般不妊治療」、「生殖補助医療」を追加する。
- 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)
別表第一(第一条の二の二関係)
第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項
一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス
イ 病院
(1)～(3)略
(4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの
(ロ(4)及びハ(2)に、診療所及び歯科診療所についての同旨条文あり。)
- 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項
(平成19年厚生労働省告示第53号)

改正イメージ	現行
第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一～二十五 (略) 二十六 その他 イ 漢方薬の処方 ロ 鍼灸(しんきゆう)治療 ハ 外来における化学療法 ニ 在宅における看取り ホ 一般不妊治療 ヘ 生殖補助医療	第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一～二十五 (略) 二十六 その他 イ 漢方薬の処方 ロ 鍼灸(しんきゆう)治療 ハ 外来における化学療法 ニ 在宅における看取り (新設) (新設)

- 本項目については、当該診療行為に対する診療報酬点数が算定されている保険医療機関を対象とする。

報告項目	診療行為
一般不妊治療	一般不妊治療管理料、人工授精
生殖補助医療	生殖補助医療管理料、内分泌学的検査 抗ミュー管ホルモン (AMH)、採卵術、体外受精・顕微受精管理料、卵子調整加算、受精卵・胚培養管理料、胚凍結保存管理料、胚移植術、Y染色体微小欠失検査、精巣内精子採取術

2. オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）により取得した診療情報を活用した診療

- マイナンバーカードで医療機関を受診することで、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けることが可能となり、また、医療機関においては安心・安全で質の高い医療を提供するための医療DXの基盤の整備につながるなどの様々なメリットがある。
- このため、報告項目に「オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無」を追加する。
- 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)
別表第一(第一条の二の二関係)

改正イメージ	現行
<p>第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項</p> <p>一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス</p> <p>イ 病院</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(6) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(7) 医師・患者間において情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、即時に行う診療（以下「オンライン診療」という。）の実施の有無及びその内容</p> <p>(8) <u>オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無</u></p> <p>(9) ～ (15) (略)</p>	<p>第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項</p> <p>一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス</p> <p>イ 病院</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(6) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(7) 医師・患者間において情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、即時に行う診療（以下「オンライン診療」という。）の実施の有無及びその内容</p> <p>(8) (新設)</p> <p>(9) ～ (15) (略)</p>

2. オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）により取得した診療情報を活用した診療（続き）

改正イメージ	現行
<p>□ 診療所</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(6) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(7) オンライン診療実施の有無及びその内容</p> <p>(8) <u>オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無</u></p> <p>(9) ～ (15) (略)</p>	<p>□ 診療所</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(6) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(7) オンライン診療実施の有無及びその内容</p> <p>(8) (新設)</p> <p>(9) ～ (15) (略)</p>
<p>ハ 歯科診療所</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(4) <u>オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無</u></p> <p>(5) ～ (7) (略)</p>	<p>ハ 歯科診療所</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(4) (新設)</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p>

○ 本項目については、オンライン資格確認により、本人の同意の下、診療情報を取得・活用して診療を行っている保険医療機関を対象とする。

3. 電子処方箋の発行

- 電磁的記録をもつて作成された処方箋(電子処方箋)の導入により、医療機関・薬局を跨いだ情報共有が可能となり、より効果的な重複投薬等の抑制などの様々なメリットがある。
- このため、報告項目に「電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否」を追加する。
- 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)
別表第一(第一条の二の二関係)

改正イメージ	現行
第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの (2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの (3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの (4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの (5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの (6) 専門外来の有無及び内容 (7) 医師・患者間において情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、即時に行う診療(以下「オンライン診療」という。)の実施の有無及びその内容 (8) (略) ※ (9) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否 (10) ~ (16) (略)	第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの (2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの (3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの (4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの (5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの (6) 専門外来の有無及び内容 (7) 医師・患者間において情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、即時に行う診療(以下「オンライン診療」という。)の実施の有無及びその内容 (8) (略) ※ (9) (新設) (10) ~ (16) (略)

※新設(p7参照)

3. 電子処方箋の発行（続き）

改正イメージ	現行
<p>□ 診療所</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(6) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(7) オンライン診療実施の有無及びその内容</p> <p>(8) (略) ※</p> <p>(9) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否</p> <p>(10) ~ (16) (略)</p> <p>八 歯科診療所</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(4) (略) ※</p> <p>(5) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p>	<p>□ 診療所</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(6) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(7) オンライン診療実施の有無及びその内容</p> <p>(8) (略) ※</p> <p>(9) (新設)</p> <p>(10) ~ (16) (略)</p> <p>八 歯科診療所</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(2) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>(3) 専門外来の有無及び内容</p> <p>(4) (略) ※</p> <p>(5) (新設)</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p>

※新設(p8参照)

○ 本項目については、「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号、医政発1028第1号、保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長、医政局長、保険局長連名通知)に準拠した電子処方箋を発行することができる医療機関を対象とする。

4. 人員配置①（医師少数区域経験認定医師）

- 提供サービスや医療連携体制に関する報告項目に、医療法第五条の二に基づき厚生労働大臣の認定を受ける医師少数区域経験認定医師の人数を追加する。
- 医療法施行規則(昭和33年厚生省令第50号)
別表第一(第一条の二の二関係)

改正イメージ	現行
第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1) ~ (16) ※ (略) (17) <u>法第五条の二第一項の認定を受けた医師の人数</u> □ 診療所 (1) ~ (16) ※ (略) (17) <u>法第五条の二第一項の認定を受けた医師の人数</u>	第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1) ~ (14) (略) (新設) □ 診療所 (1) ~ (14) 略 (新設)

※p7~10の報告項目改正案を反映

医療法(昭和23年法律第205号)

第五条の二 厚生労働大臣は、第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師の確保を特に図るべき区域(第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。)における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の認定をしたときは、認定証明書を交付するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 医師がその免許を取り消され、又は医業の停止を命ぜられたとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第一項の認定を受けたことが判明したとき。
- 三 罰金以上の刑に処せられたとき。

4 第一項の認定及びその認定の取消しに関して必要な事項は、政令で定める。

5. 人員配置②（救急救命士、管理栄養士、栄養士）

○ 病院等の人員配置の報告項目に、医療法等に規定される医療従事者である救急救命士、管理栄養士、栄養士を追加する。

○ 医療法施行規則（昭和33年厚生省令第50号）

別表第一（第一条の二の二関係）

第三 医療の実績、結果等に関する事項

一 医療の実績、結果等に関する事項

イ 病院

(1) 病院の人員配置

(i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数

(ii) 外来患者を担当する医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数

(iii) 入院患者を担当する医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数

（ほか、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びにニ(1)(i)に、診療所、歯科診療所、助産所についての同旨条文あり。）

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項

（平成19年厚生労働省告示第53号）

改正イメージ	現行
<p>第十八条 規則別表第一第三の項第一号イ(1)(i)、(ii)及び(iii)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びにニ(1)(i)に規定する厚生労働大臣の定める医療従事者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、助産師、歯科衛生士、<u>管理栄養士及び栄養士</u>、診療放射線技師、理学療法士、<u>作業療法士</u>並びに<u>救急救命士</u>とする。</p>	<p>第十八条 規則別表第一第三の項第一号イ(1)(i)、(ii)及び(iii)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びにニ(1)(i)に規定する厚生労働大臣の定める医療従事者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、助産師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士並びに作業療法士とする。</p>

6. 医療安全対策

- 第8次医療計画の「医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に係る現状及び目標」として、
 - ・病院等の管理者に医療事故調査制度についての理解を促すための研修の受講割合
 - ・病院における医療安全の取組への客観的な評価により、当該取組を推進していくため、他の病院から医療安全対策に関して評価を受けている又は第三者評価を受審している病院数の割合を新たな項目として盛り込むことから、医療安全対策に関する報告項目に「医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無」、「医療安全における医療機関の連携による評価の実施の有無」を追加する。

また、現行の医療計画の項目となっている「医療安全管理者の配置」などについて、診療所等の報告項目として追加するほか、医療の評価機関として厚生労働大臣が定めるものとして、「一般財団法人日本品質保証機構」(JQA)を追加する。

6. 医療安全対策（続き）

○ 医療法施行規則（昭和33年厚生省令第50号）
別表第一（第一条の二の二関係）

改正イメージ	現行
<p>第三 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>一 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>イ 病院</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 法令上の義務以外の医療安全対策</p> <p>(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無</p> <p>(ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別</p> <p>(iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種</p> <p>(iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無</p> <p><u>(v) 医療事故調査制度に関する研修（医療事故調査・支援センター又は支援団体等連絡協議会が開催するものに限る）の管理者の受講の有無</u></p> <p><u>(vi) 医療安全における医療機関の連携による評価（他の医療機関についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する評価の受審）の実施の有無</u></p> <p>(4) ~ (14) (略)</p> <p>(15) 医療の評価機関として厚生労働大臣が定めるものによる認定の有無</p> <p>ロ 診療所</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 法令上の義務以外の医療安全対策</p> <p>(i) 医療事故情報収集等事業への参加の有無</p> <p><u>(ii) 医療安全についての相談窓口の設置の有無</u></p> <p><u>(iii) 医療安全管理者の配置の有無</u></p> <p><u>(iv) 医療事故調査制度に関する研修（医療事故調査・支援センター又は支援団体等連絡協議会が開催するものに限る）の管理者の受講の有無</u></p>	<p>第三 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>一 医療の実績、結果等に関する事項</p> <p>イ 病院</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 法令上の義務以外の医療安全対策</p> <p>(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無</p> <p>(ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別</p> <p>(iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種</p> <p>(iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) ~ (14) (略)</p> <p>(15) 医療の評価機関として厚生労働大臣が定めるものによる認定の有無</p> <p>ロ 診療所</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 法令上の義務以外の医療安全対策</p> <p>(i) 医療事故情報収集等事業への参加の有無</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

6. 医療安全対策（続き）

改正イメージ	現行
<p>八 歯科診療所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法令上の義務以外の医療安全対策</p> <p>(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無</p> <p>(ii) 医療安全管理者の配置の有無</p> <p>(iii) 医療事故調査制度に関する研修（医療事故調査・支援センター又は支援団体等連絡協議会が開催するものに限る）の管理者の受講の有無</p> <p>二 助産所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法令上の義務以外の医療安全対策</p> <p>(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無</p> <p>(ii) 医療安全管理者の配置の有無</p> <p>(iii) 医療事故調査制度に関する研修（医療事故調査・支援センター又は支援団体等連絡協議会が開催するものに限る）の管理者の受講の有無</p>	<p>八 歯科診療所</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二 助産所</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく厚生労働大臣が定める事項
（平成19年厚生労働省告示第53号）

改正イメージ	現行
<p>第二十条 規則別表第一第三の項第一号イ（15）に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 公益財団法人日本医療機能評価機構</p> <p>二 Joint Commission International（平成六年にJoint Commission Internationalという名称で設立された医療の評価機関をいう。）</p> <p>三 <u>一般財団法人日本品質保証機構</u></p>	<p>第二十条 規則別表第一第三の項第一号イ（15）に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 公益財団法人日本医療機能評価機構</p> <p>二 Joint Commission International（平成六年にJoint Commission Internationalという名称で設立された医療の評価機関をいう。）</p> <p><u>(新設)</u></p>

医療提供体制の確保に関する基本方針と医療計画作成指針 (医療の安全の確保関係)

現行の基本方針及び医療計画作成指針においては、以下の2項目について記載されている。

(1) 医療提供施設における医療の安全の確保 (2) 医療安全支援センター

医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年告示第70号）（抄）

第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

七 医療の安全の確保

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療提供施設が講じている医療の安全を確保するための取組の状況を把握し、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等に関し、必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。また、医療安全支援センターを設置し、住民の身近な地域において、患者又はその家族からの医療に関する苦情又は相談に対応し、必要に応じて当該医療提供施設に対して、必要な助言を行う等の体制を構築するよう努めることが重要である。

医療計画作成指針（抄）

第3 医療計画の内容

6 医療の安全の確保

医療提供施設及び医療安全支援センターの現状及び目標について、(1)及び(2)により記載する。

(略)

(1) 医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標

- ① 病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全管理者を配置している医療施設数の割合
- ② 病院の総数に対する専従又は専任の医療安全管理者を配置している病院数の割合
- ③ 病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全に関する相談窓口を設置している医療施設数の割合

(2) 医療安全支援センターの現状及び目標

記載に当たっては、「医療安全支援センターの実施について」（平成19年3月30日付け医政発第0330036号厚生労働省医政局長通知）を参考に、次の事項について記載すること。

- ① 二次医療圏の総数に対する医療安全支援センターを設置している二次医療圏数の割合
- ② 相談職員（常勤換算）の配置数
- ③ ホームページ、広報等による都道府県、二次医療圏及び保健所設置市又は特別区における医療安全支援センターの活動状況に関する情報提供の状況
- ④ 都道府県、二次医療圏、保健所における医療安全推進協議会の設置状況

医療提供施設における医療の安全を確保するための措置について

ポイント

現状

(1) 医療事故調査制度の機能的な運用

医療事故調査制度において、「医療事故」に該当するかどうかについては、病院等の管理者が組織として判断することとされている。また、病院等の管理者は医療事故が発生した場合、医療事故調査等支援団体に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めることとされている。支援団体が組織した支援団体等連絡協議会は中央組織として1カ所、地方組織として都道府県毎に設置されており、医療事故調査・支援センターは支援団体等連絡協議会と連携し、医療事故調査に係る研修を実施することとしている。

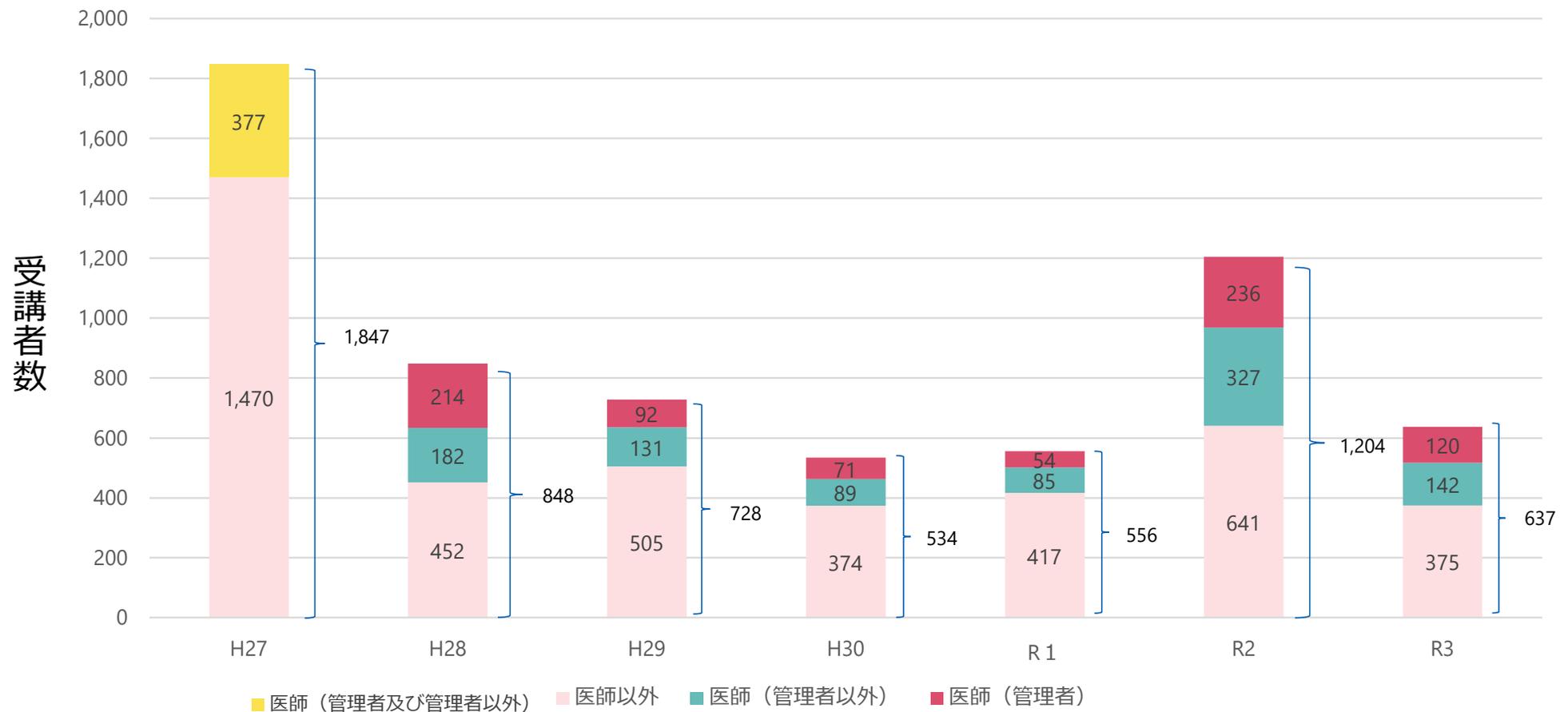
医療事故調査制度の研修の1つとして医療事故調査・支援センターが実施している「医療事故調査制度管理者・実務者セミナー」の受講者数を見ると、制度創設当初の平成27年度は計1,847名であったが、近年は600名前後で推移している。また、実際に医療事故に該当するか否かの判断を行う管理者の出席は全体の1割前後に留まっている。この状況から令和2年12月に医療事故調査・支援センターから「医療事故調査制度の普及・定着」に関する要望が出され、病院等の管理者が医療事故調査制度の運用において主たる役割を担っているが、医療事故調査制度に係る研修会への出席が少ないことから、当該研修への管理者の出席を誘導する方策の検討について要望されている。

これを受け、令和3年3月、各自治体宛てに、医療事故調査・支援センターや支援団体が開催する研修の受講を推進するよう事務連絡を発出するとともに、令和3年7月に発出した「令和3年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」（令和3年7月29日付け医政発0729第23号厚生労働省医政局長通知）においても、「医療事故調査制度に係る研修への医療機関の管理者の参加状況の確認を行う」こととし、病院等の管理者の医療事故調査制度に関する正確な知識や理解を促進しているところ。

医療事故調査制度に係る研修の受講者数の推移について

医療事故調査制度の研修の1つとして医療事故調査・支援センターが行っている「医療事故調査制度管理者・実務者セミナー」の受講者数を見ると、制度創設当初の平成27年度は1,847名であったが、近年は600名前後で推移している。また、実際に医療事故に該当するか否かの判断を行う管理者の受講は全体の1割前後に留まっている。

※令和2年度以降はオンラインにより実施 ※2 その他の医療事故調査制度の研修として、支援団体等連絡協議会が行う研修会等がある



出典：医療事故調査・支援センターより提供

※平成27年度は医師（管理者）と医師（管理者以外）を分けて集計していない。

医療提供施設における医療の安全を確保するための措置について

ポイント

現状

(2) 外部からの評価による医療安全の推進

- 平成14年に策定された「医療安全推進総合対策」において、医療機関における医療安全の取組への第三者による客観的な評価は、医療安全の向上にあたって有効であると言及されている。
- 特定機能病院については、群馬大学医学部附属病院において発生した、腹腔鏡を用いた肝臓の手術を受けた患者8名が死亡した事案や、東京女子医科大学病院において発生した、小児の集中治療において人工呼吸中の鎮静に使用することは禁忌とされているプロポフォールを継続投与された児が死亡した事案といった、大学附属病院等における医療安全に関する重大事案が相次いで発生したことを踏まえ、医師・看護師等のスタッフがお互いの病院に立入を行い、医療安全の改善のためのアドバイスをを行う取組、いわゆるピアレビューを実施することが義務づけられているとともに、第三者評価（※）を受審し、指摘事項に対応するよう努めるとともに、対応状況について公表することが特定機能病院の承認要件となっている。（※）日本医療機能評価機構、JCI、ISOによる
- 特定機能病院以外の医療機関においても、外部評価を受けることにより安全管理上の問題点を明らかにすることは有効であることから、平成30年に医療安全対策地域連携加算が新設され、医療機関相互の評価が算定要件の1つとなっている。
- 例えば、独立行政法人労働者健康安全機構（JOHAS）では、近隣の会員病院同士2～3病院でグループを作り相互評価を実施している。相互評価を実施する病院の医療安全管理者同士で相談して毎年相互評価のテーマを決定し、相互評価を実施している。相互評価により、自院のみでは予測していなかった指摘を受け、病院内での改善活動に繋げており、機構の全国病院長会議や看護部長会議で改善事例の報告を行い、共有することにより医療安全対策の標準化を図っている。
- こうした近年の動向を踏まえ、他病院からの評価や第三者評価を受審することにより、更なる医療安全の向上を図っていくため、医療安全に関する外部評価について、作成指針へ追加することを検討する必要がある。

医療安全対策加算における医療安全対策地域連携加算

令和3年9月15日の中医協総会資料「主な施設基準の届出状況等」によると、令和2年7月時点で医療安全対策地域連携加算を取得している病院及び有床医科診療所は計2,954施設（全14,682施設のうち20.1%）であった。

医療安全対策加算

医療安全対策地域連携加算（入院初日）

- 医療安全対策地域連携加算 1 50点
- 医療安全対策地域連携加算 2 20点

	届出医療機関数
加算 1	1,473
加算 2	1,481

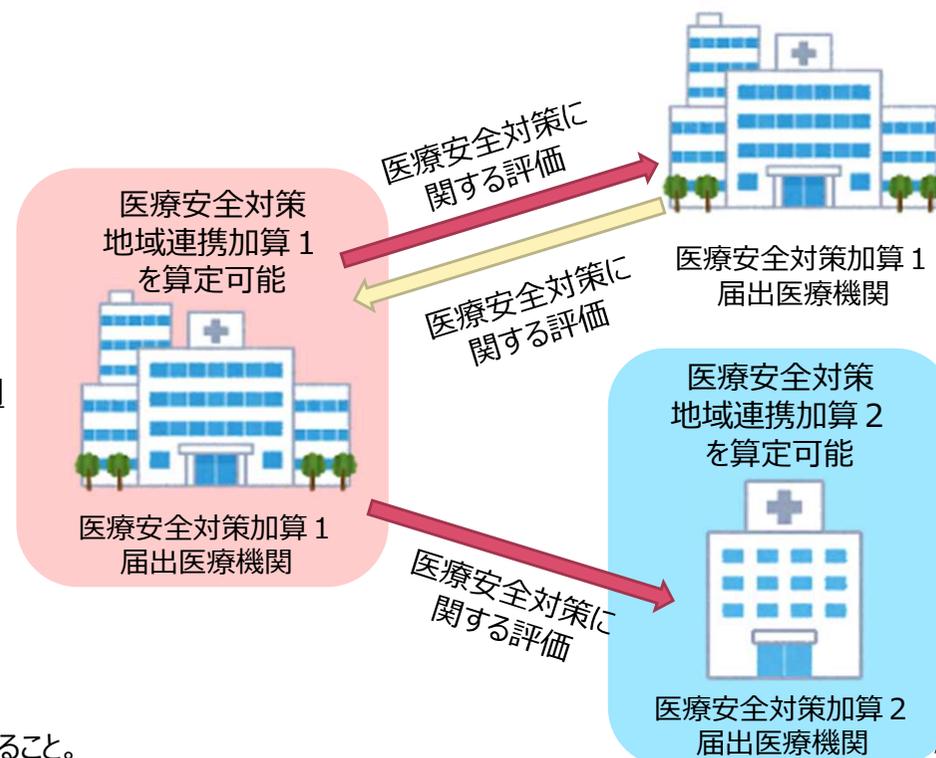
[施設基準]

医療安全対策地域連携加算 1

- (1) 特定機能病院以外の保険医療機関であること。
- (2) 医療安全対策加算 1 の届出を行っていること。
- (3) 医療安全対策に3年以上の経験を有する専任の医師又は医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の医師が医療安全管理部門に配置されていること。
- (4) 医療安全対策加算 1 の届出医療機関及び医療安全対策加算 2 の届出医療機関それぞれについて医療安全対策に関して評価を実施。また、当該医療機関についても医療安全対策に関する評価を受けている。

医療安全対策地域連携加算 2

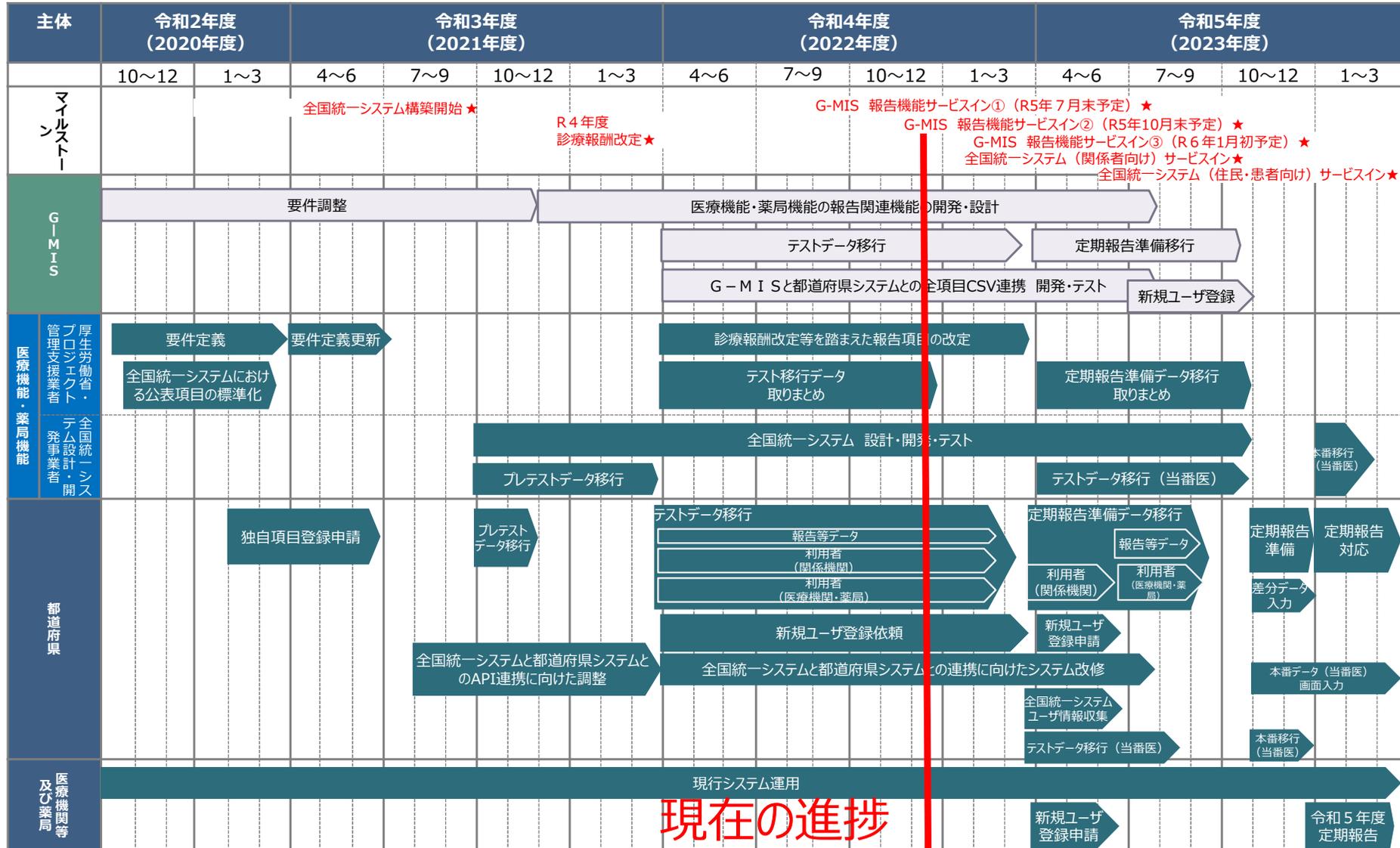
- (1) 特定機能病院以外の保険医療機関であること。
- (2) 医療安全対策加算 2 の届出を行っていること。
- (3) 医療安全対策加算 1 の届出医療機関から医療安全対策に関する評価を受けていること。



2. 全国統一システムへの移行について

全国統一システム構築の構築状況説明

- 全国統一システム構築に向け、要件定義の更新及び都道府県独自項目の取りまとめを実施。全国統一システム及びG-MISの設計・開発(～R5年10月)に着手。
- 令和4年度は、47都道府県のテストデータ移行及び都道府県システムとの連携に向けた改修を実施。
- 令和5年度定期報告(1月～3月)より、全国統一システム及びG-MISを利用して報告業務を実施予定。



※ 全国統一システムの運用開始に向け、都道府県知事による病院等の報告事項の公表について、全国統一システムを用いることを医療法施行規則に規定する予定。

全国統一システムの機能概要①

- 全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所及び薬局について都道府県を跨いで探すことが可能。
- 「キーワード」、「急いで(科目と場所から)」、「じっくり(設備や対応内容などから)」の様々な探し方が可能。
- 誰もが使いやすいように文字サイズ変更、音声読み上げ、多言語翻訳(英語、中国語[簡体/繁体]、韓国語)に対応。

■ PCで表示した場合

医療情報ネット

音声読み上げ 文字サイズの変更 小 中 大 Other Languages

全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を探す

医療機関を探す

🔍 キーワードで探す

内科

急いで探す 現在診療中の医療機関を科目と場所から検索 >

じっくり探す 設備や対応内容などの医療機能情報から検索

かかりつけ医 かかりつけ医登録した医療機関の一覧 >

薬局を探す

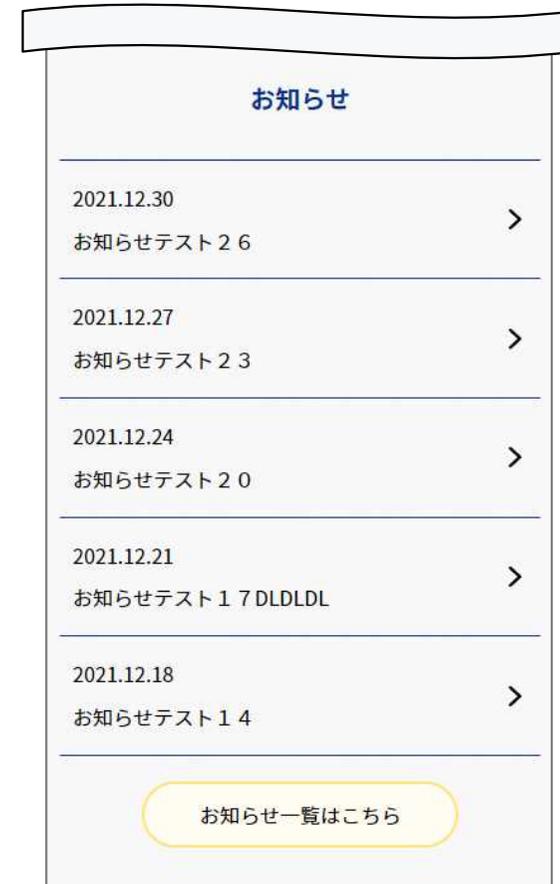
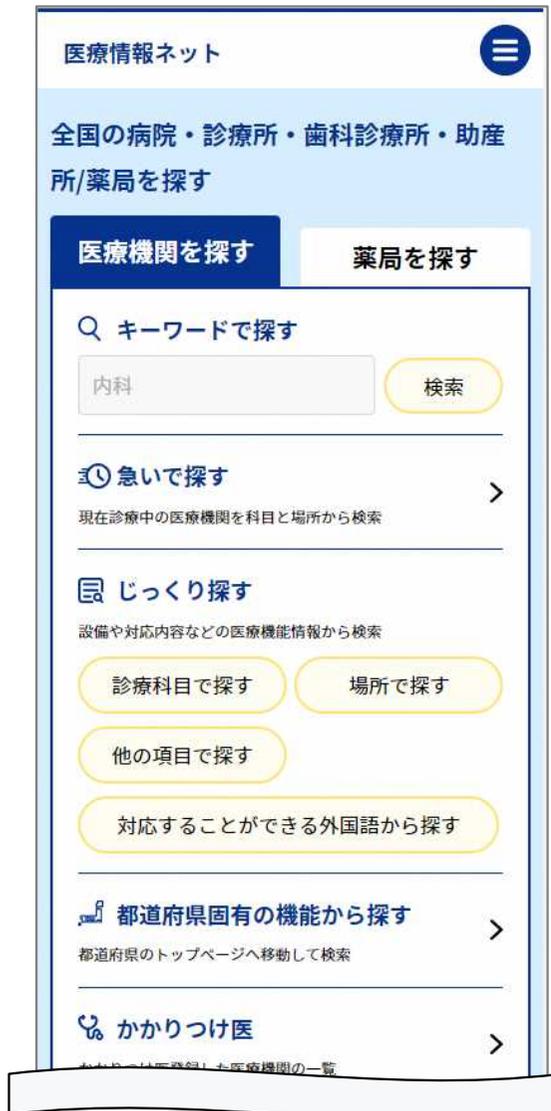
都道府県固有の機能から探す

北海道 >
青森県 > 岩手県 > 宮城県 > 秋田県 > 山形県 > 福島県 >
茨城県 > 栃木県 > 群馬県 > 埼玉県 > 千葉県 > 東京都 >
神奈川県 >
新潟県 > 富山県 > 石川県 > 福井県 > 山梨県 > 長野県 >
岐阜県 > 静岡県 > 愛知県 > 三重県 >
滋賀県 > 京都府 > 大阪府 > 兵庫県 > 奈良県 > 和歌山県 >
鳥取県 > 島根県 > 岡山県 > 広島県 > 山口県 >
徳島県 > 香川県 > 愛媛県 > 高知県 >
福岡県 > 佐賀県 > 長崎県 > 熊本県 > 大分県 > 宮崎県 >
鹿児島県 >
沖縄県 >

全国統一システムの機能概要②

- マイホーム登録によりマイホームを中心とした検索に対応
- 当番医(休日夜間対応医療機関)を電話やFAXで案内することが可能
- スマートフォンなどで検索した場合も見やすい画面を検討中

■スマートフォンで表示した場合



全国統一システムの機能概要③

- 検索結果は「リスト表示」と「地図表示」の2パターンの切り替え等が可能。

■ 表形式 (画面例)

千代田区の内科

リスト表示 地図表示 比較候補一覧

表示形式を切り替え可能です。

検索条件の確認・変更

以下の条件で検索を行いました。

場所	東京都千代田区新田橋周辺 1km
日時	2021年12月21日 18時30分
診療科目	内科、消化器科、外科
対応できる外国語	英語、ドイツ語 の全てに該当する
保有病床種別	一般病床 の全てに該当する

以下の条件で絞り込みを行いました。

診療科目	神経内科、呼吸器科 の全てに該当する
------	--------------------

検索条件を変更する

検索条件に合致する医療機関が 102 件ありました。

102件中 41~60件を表示

条件を絞り込む 並び替え

施設名称の50音順
選択地点から近い順
電話番号順

AAA診療所

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2 [Googleマップで見る](#)

ルート1 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01丸の内駅行きのバス停下車徒歩1分

ルート2 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01丸の内駅行きのバス停下車徒歩1分

特記事項 <https://www.hogehoge.jp>

(電) 00-0000-0000 (傳) 11-1111-1111

内科 消化器科 循環器科 リハビリテーション科

■ 地図形式 (画面例)

全国医療機関検索システム

HOME > 東京都 > 診療科目で探す > 検索結果(地図)

千代田区の内科

リスト表示 地図表示 比較候補一覧

指定した中心点から、近い順に20機関まで表示しています。

1 AAA診療所

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2 [Googleマップで見る](#)

ルート1 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01丸の内駅行きのバス停下車徒歩1分

ルート2 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01丸の内駅行きのバス停下車徒歩1分

特記事項 <https://www.hogehoge.jp>

(電) 00-0000-0000 (傳) 11-1111-1111

内科 消化器科 循環器科 リハビリテーション科

2 BBB診療所

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2 [Googleマップで見る](#)

ルート1 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01丸の内駅行きのバス停下車徒歩1分

ルート2 地下鉄丸ノ内線、千代田線、日比谷線「両+駅」徒歩1分
都01丸の内駅行きのバス停下車徒歩1分

特記事項 <https://www.hogehoge.jp>

検索結果の並べ替えも可能です。